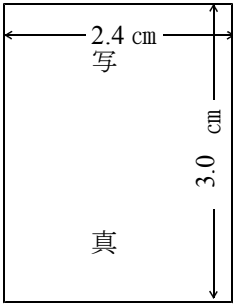


表

	<h3 style="margin: 0;">従業者証明書</h3> <p style="margin: 0;">従業者証明書番号</p> <p style="margin: 0;">従業者氏名 (年 月 日生)</p> <p style="margin: 0;">業務に従事する 事務所の名称 及び所在地</p> <p style="margin: 0;">この者は、マンション管理業者の従業者であることを証明します。</p> <p style="margin: 0;">証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="margin: 0;">登録番号 国土交通大臣 () 第 号</p> <p style="margin: 0;">商号、名称又は氏名</p> <p style="margin: 0;">主たる事務所の所在地 代表者氏名</p>
<p>(年 月撮影)</p>	

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.392 cm以上 5.403 cm以下

裏

<p style="margin: 0;">備考</p>
<p style="margin: 0;">マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜すい</p> <p style="margin: 0;">第 88 条 マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。</p> <p style="margin: 0;">2 マンション管理業者の使用人その他の従業者は、マンションの管理に関する事務を行うに際し、マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。